

令和7年第2回定例会

経済文教常任委員会記録

令和7年6月24日（火）於 防災会議室

開 会 午前10時00分

散 会 午前10時24分

○出席委員（6名）

1 番 須 藤 江利加 委員 8 番 樋 川 篤 子 委員 9 番 竹 浪 敦 委員
15 番 石 山 敬 委員 24 番 三 上 秋 雄 委員 28 番 田 中 元 委員

○出席理事者（5名）

商 工 部 長 岩 崎 文 彦 産業育成課長 澁 谷 卓
産業育成課長補佐 工 藤 孝 幸 教 育 部 長 森 岡 欽 吾
教育総務課長 高 谷 由美子

○出席事務局職員（2名）

次 長 補 佐 竹 内 良 定 書 記 飯 田 大 空

【午前10時00分 開会】

○委員長（石山 敬委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第86号 弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部
を改正する条例案

○委員長（石山 敬委員） まず、議案第86号弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（岩崎文彦） 議案第86号弘前市地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の特別措置の対象となる施設の設置期限を延長するため、所要の改正を

しようとするものでございます。

次に、本条例の根拠法である地域未来投資促進法の概要について御説明いたしますので、配付させていただきました資料1の1枚目中ほどの、地域未来投資促進法の概要を御覧いただきたいと思います。

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的としており、市町村・都道府県が作成した基本計画に基づき、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事から承認された場合に、国や自治体などから様々な支援措置が受けられる仕組みとなっております。

当市におきましては、青森県と共同で弘前市健康医療関連産業投資促進基本計画を作成し、令和6年4月1日に国の同意を受けております。

次に、地域未来投資促進法に関連する主な支援措置及び本条例の制度概要について御説明いたしますので、資料のほうの2枚目を御覧いただきたいと思います。

地域未来投資促進法では、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事の承認を得ることで、税制による支援措置、規制の特例措置等、金融による支援措置、予算による支援措置など、様々な支援措置を受けることができます。

このうち、税制による支援措置について、当市も本条例により承認地域経済牽引事業計画に従って行う事業のための施設のうち、一定の要件を満たした固定資産に対して3年間の課税免除の支援措置を講じているところでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、令和7年3月31日までとなっていた固定資産税の課税免除となる対象施設の設置期限を令和10年3月31日まで延長しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○1番（須藤江利加委員） それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

今、説明をしていただいた2ページのところで、地域未来投資促進法でいろいろと、支援措置が四つほどなされるということはおおむね分かっています。右のほうにも詳細を書いているのですが、この件に関する支援措置の、さらにもうちょっと踏み込んだ具体的な内容というものはどういうものがあるのかお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○産業育成課長（澁谷 卓） 具体的な支援措置の主なものについて御説明いたしますと、税制による支援措置としては、設備投資に対する特別償却や税額控除による国の減税措置、そして不動産取得税や固定資産税等の地方税の減免措置などがございます。本条例では、事業者が一定の額以上の家屋、構築物、あと家屋や構築物の敷地部分の土地に対する固定資産税について3年間の課税を免除するものとなっております。

そのほか、規制の特例措置等としましては、農地転用や市街化調整区域の開発許可等に係る規制の特例などの支援措置。

そして、金融による支援措置では、日本政策金融公庫による融資制度や青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度などの支援措置がございます。

また、予算による支援措置といたしましては、国等の各種予算事業での加点措置や優遇措置等がございます。

○1番（須藤江利加委員） もう1点だけ、すみません。今のところの説明で、国の予算措置とかそういうところは分かってきたのですが、この事業があるということは、使っているところがあると思うのですが、地域経済牽引事業計画の実績と、あと条例の活用実績というのですか、何かさらに具体的な事例があれば教えていただけますでしょうか。

○産業育成課長（澁谷 卓） 地域未来投資促進法や当市の基本計画に基づき策定された地域経済牽引事業計画では、全部で7計画となっております。

7計画のうち五つは、計画期間が平成29年9月29日から令和6年3月31日までの旧基本計画である弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画に基づく事業計画となっております。これらの事業計画につきましては、計画期間を終了しているところでございます。

残り二つにつきましては、計画期間が令和6年4月1日から令和11年3月31日の現基本計画である弘前市健康医療関連産業投資促進基本計画に基づく事業計画となっておりまして、こちらにつきましては現在事業期間中となっております。

続きまして、条例の活用状況でございますけれども、当市の旧基本計画である弘前地域ライフ関連産業投資促進基本計画に基づきまして、事業計画を作成し、県知事より承認を受けた事業者のうち1者が本条例による支援措置を活用しているところでございます。

○28番（田中 元委員） 今、いろいろ御説明いただきました。いろいろ分かりましたけれども、この一つは、改正の1点は、令和7年から令和10年3月31日まで延長するという改正ですね。つまり、10年まで延長することによって弘前市にどのような影響があると思われるのか、御意見をお聞きしたいと思います。

○産業育成課長補佐（工藤孝幸） この条例は、国の法令に基づいて固定資産税を減免すると、それに対して国では交付税措置で4分の3を補填しますよということで、自治体においてはもちろん、条例というのは自治法上、自治体で決めないといけない、条例を制定しないといけないということで、我々でやるということで条例を制定するわけでございますけれども、これに基づいて当然、4分の3の補填ということになりますので、10分の10ではございませんけれども、これによって企業の設備投資が促進されることによって、経済産業省も含め、企業活動が活発になって、市の活性化につながるというような考え方となっております。

○28番（田中 元委員） その考え方というのも、こうなっていますよということは分かるのだけれども、弘前市として具体的にどのようなことが考えられるのか。弘前市として、それを改正するのが具体的にどういいとか、弘前市にこういう影響が出ると思われるのか、現時点で確定はできないと思いますが、このことによって弘前市はどうしようとするのか、何を狙っていくのかということをお聞きしたいと思います。

○産業育成課長（澁谷 卓） 本条例では、固定資産税の対象となるのは取得価格が1億円以上というふうな形で、大きな規模のものを対象としてございます。そういったことから考えますと、今我々が企業誘致を進めていくに当たって、産業用地の整備に向けた取組をしてございまして、それと併せまして、既存の用地の中でもそういうふうな大規模、比較的大きな規模のものを誘致できないかということで進めてまいりますので、そういったところに関しまして、この条例の効果が出るのかなと思いますし、呼び込みの材料としてこの条例のメリットを活用していけるのではないかなというふうに思っております。

○28番（田中 元委員） 市としての一番の狙いは、これから産業団地を成長させていきたいということにあるということなのですか。

○産業育成課長（澁谷 卓） それも含めて今、産業団地につきましては、新たに呼び込むと、

新たな企業を呼ぶということも含めて、あと城内の、既存の企業の移設や事業拡大というところを支援するということでやってございますので、そういうふうなところでやっていきたいというふうに思っております。

○24番（三上秋雄委員） 今の答弁を聞くと、さっきライフ関連産業と説明があったのですけれども、医療関係か、そもそもライフというのはどういう業種を指しているのか。

○産業育成課長（澁谷 卓） ライフ関連産業は旧計画でございまして、今の計画につきましては、健康医療関連産業を対象にしているというところでございます。

○24番（三上秋雄委員） 健康産業ということなのだけれども、たしかアルカディアもそういう感じだったのではないかな。それに、あそこは業種が変わっているよな。

この条例の中には規制があるのか。例えば、変えるのだと、当初狙っていた、目的とした事業ではなくて、違うところを呼び込むとか、変わるという感じがあるのか・ないのか、それをちゃんと聞きたい。

○産業育成課長補佐（工藤孝幸） この制度に乗るためには、事業者はまず基本計画というものの方向性と合致している事業計画をつくらないといけないというふうになっています。その基本計画は何かというと、県がつくった基本計画と市がつくった基本計画の二つがございまして。

市がつくった計画というのは、健康医療産業——弘大はC O Iがあったりだとか、そういった三次産業の中でも健康医療産業が弘前市は2位になっていたりとか、景気動向に左右されるところとかそういったところを基に弘前の健康医療産業を推進していくという弘前市単独の計画を県と連携してつくったのですけれども、県と共同で弘前市の計画というものがございまして。

それと同時に、県でも計画をつくっておりまして、県では物流とかD X、アグリ、ライフもあるのですけれども、そういったところを重点事業ということにして、結構網羅的につくっているものがございまして。

なので、基本的に弘前市としてはライフなのですけれども、県の基本計画というのはそういった形になっているので、県の計画に承認を受けたという事業者もその対象になり得るところではございます。

○24番（三上秋雄委員） だからライフということにしたのだと思うのだけれども、むやみやたらに、例えば、我々、市長から医療産業の誘致というのは話があったが、それとあまりにかけ離れたことにならないように。県と抱き合わせでやれば、結局県からこれを入れなさいよとか、この産業も入れなさいよとなれば歯止めが利かなくなるし、その計画をやる前にある程度そういう会社に接触はしていると思うのだけれども、医療関係なら医療関係をきっちりやる形で、最後、土地が空いているから何でも入ってきてという感じではなくて、往々にしてそういう、団地をつくってもいろいろなものが最後に入っていると。

最初の目的と違ってきているということにならないように、きちんとした計画の下に、県と一緒にだからといって弘前市が目指しているところは外さないように、そこは気をつけてもらいたいと思います。誘致するためにぜひ頑張ってください。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第87号 弘前市私立学校助成条例の一部を改正する条例案

○委員長（石山 敬委員） 最後に、議案第87号弘前市私立学校助成条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（森岡欽吾） 議案第87号弘前市私立学校助成条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、私立学校法の一部改正に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

資料、新旧対照表を御覧ください。

本条例は、私立学校教育の振興を図るため、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づき、学校法人への助成に関する事項を定めているものであります。

まず、第1条及び第2条第1項の改正につきましては、本年4月1日に施行された私立学校法の一部改正におきまして、条項の移動、いわゆる条ずれが生じたため、法の引用箇所を改めるものであります。

そのほかの第2条第2項、第3条及び第6条の改正につきましては、法制執務上の文言の整理を行うものであります。

なお、このたびの一部改正は条文のずれや字句を整理するもので、条例の内容につきましては影響がないものであります。

以上であります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○1番（須藤江利加委員） 私から質疑をしたいのが、今説明いただいた新旧対照表の中では新も旧もあるのですが、第1条の文言の中に私立学校教育復興を図るための助成というふうに記載があるわけなのですが、この助成というのはどのようなことが当たるのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○教育総務課長（高谷由美子） 私立学校助成条例に基づき当課が所管している助成事業といたしましては、私立高等学校教育振興費補助金があります。こちらの補助金は市内の私立高等学校4校に対して、備品購入等に要する経費に補助金を交付しております。

○1番（須藤江利加委員） もう1点確認なのですが、4校が対象になっているということで、今お話を伺って分かったのですが、この補助金の実際の実績は、金額としてはどのようなものであるのかなというのにも具体的にお伺いしてよろしいですか。

○教育総務課長（高谷由美子） 補助金額の実績ということでございます。令和6年度の実績で申し上げますと、4校合わせて394万8000円となっております。

○1番（須藤江利加委員） 最後にもう1点だけ質疑したいのが、法に基づいて、学校法にのって今回いろいろ変わったということはよく分かったのですけれども、条例の第3条の部分は旧が「市長」で、新が「市」となるわけなのです。この部分の改正理由とか、どういうふうになるのかなというのを、ちょっと詳細を伺ってもよろしいですか。

○教育総務課長（高谷由美子） 第3条の「市長」が「市」に改正される理由ということでございますけれども、本条例の根拠となっております私立学校振興助成法第10条の規定では、国または地方公共団体は学校法人に対し補助金などの助成ができる旨を規定しております。主語が地方公共団体となっていることから、法制執務上、市長ではなく市と表記するのが正しいため、今回の改正に合わせて文言の整理を行ったというものでございます。

○28番（田中 元委員） ちょっと今のお話を、産業でもお話をしましたので、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、このほかに、弘前市には各種条例がありますけれども、多くは、例えば、現状は市長とかいろいろあるのですけれども、これとの整合性というのはどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（高谷由美子） 第3条につきましては、法に基づき市と表現いたしましたけれども、市長と表現している部分につきましては、例えば具体的な手続等、実際に行う行為等について規定する場合は市長としているものでございます。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時24分 散会】